

坂井郡介護保険広域連合

編集・発行 坂井郡介護保険広域連合 〒919-0522 福井県坂井郡坂井町上新庄28-5-3
TEL 0776-67-3365 FAX 0776-67-3766 E-mail: s-kouiki@mitenc.or.jp

第10号
平成15年3月14日



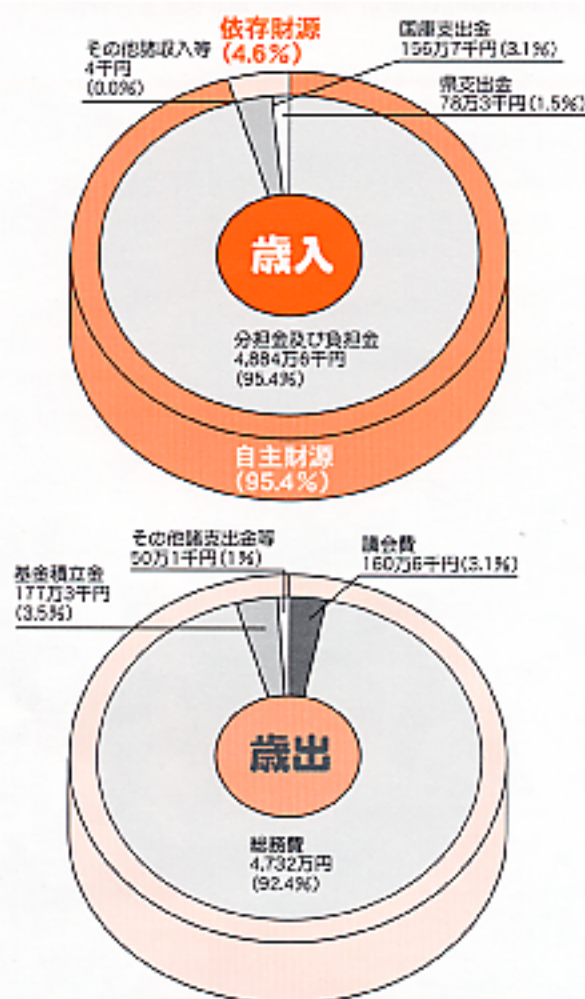
かわいい園児の歌や踊りに拍手がっさい

豊楽園(坂井町)にて

平成15年度 当初予算

一般会計 総額 5,120 万円

一般会計は広域連合の組織運営のための会計で、総額5,120万円、対前年度比1.4%の伸び率となっています。



歳入

歳入は、構成6町からの負担金が95.4%と一番高い比率を占めています。そのほか低所得者利用軽減対策事業にかかる国庫支出金が3.1%、県支出金が1.5%などとなっています。

歳出

歳出は、議会費160万6千円で全体の3.1%、総務費が4,732万円で92.4%、基金積立金が177万3千円で3.5%などとなっています。

総務費の主な内容としては、広域連合の運営にかかる一般管理費が3,777万4千円、低所得者に対する利用者負担軽減対策費が546万7千円などのほか、新年度の新規事業として『お試し居宅介護サービス事業』や『居宅復帰支援事業』の居宅介護推進費として353万6千円を計上しました。

当初予算の比較

(単位:千円)

本年度予算額	前年度予算額	比較
51,200	50,500	700



新規事業



お試し居宅介護サービス事業

介護保険の要介護(支援)認定者で、今まで訪問介護・訪問入浴介護を利用されていない方を対象に、これらのサービスを無料で利用していただき、継続的な居宅サービスの利用を促進します。

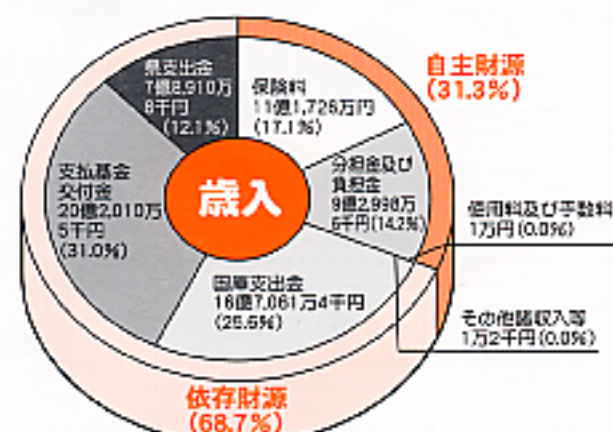
居宅復帰支援事業

介護保険施設に入所(入院)されている方が、居宅復帰に向けた一時帰宅中において利用するサービス(訪問・通所介護、訪問入浴、訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、福祉用具貸与)にかかる費用の負担額を助成し、積極的に居宅復帰を目指す方を支援します。

平成15年度坂井郡介護保険広域連合一般会計及び介護保険特別会計の当初予算が、2月14日に開催された第11回広域連合議会定例会で議決されましたので、その概要についてお知らせします。

介護保険特別会計 総額 65億2,709万5千円

介護保険特別会計は広域連合の主な事業である介護保険のための会計で、総額65億2,709万5千円、対前年度比10.6%の伸び率となっています。



歳入

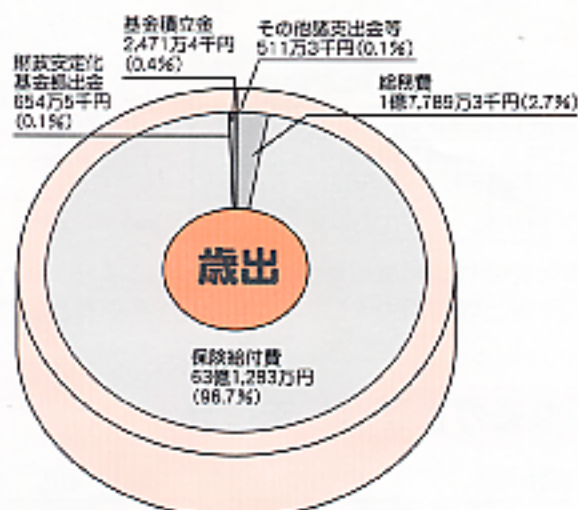
歳入は、65歳以上の方から納入される介護保険料が全体の17.1%を占め、保険給付費や要介護認定事務などに対する構成6町からの負担金が14.2%、国庫支出金が25.6%、保険給付費に対する支払基金交付金(40歳以上65歳未満の方から納入される介護保険料)が31.0%、県支出金が12.1%などとなっています。

歳出

歳出は、総務費1億7,789万3千円で全体の2.7%、保険給付費が63億1,283万円で96.7%、県財政安定化基金拠出金が654万5千円で0.1%、基金積立金が2,471万4千円で0.4%などとなっています。

総務費の主な内容としては、介護保険事業の運営にかかる一般管理費が8,982万5千円、介護保険料の賦課・徴収にかかる賦課徴収費が622万8千円、要介護認定業務にかかる介護認定審査会費が7,758万円のほか、介護保険制度の啓発にかかる趣旨普及費が426万円となっています。

なお、予算の大部分を占める、居宅及び施設サービスにかかる保険給付費は63億1,283万円を計上していますが、これは対前年度比11.9%の伸び率となっています。



当初予算の比較

(単位:千円)

本年度予算額	前年度予算額	比較
6,527,095	5,835,240	691,855

介護サービス未利用者表彰

次の項目全てに該当する方を対象に表彰を行い記念品を贈呈します。

- ・満95歳以上(4月1日現在)で平成14年度中に広域連合の被保険者である方
- ・平成14年度中に介護保険サービスを利用されていない方で、介護保険料を完納されている方

訪問介護利用者負担額助成事業(広域連合単独事業)の継続

平成12年度から行っている低所得者利用者負担額の3%助成について、国の措置事業である法施行時ホームヘルプサービス利用者負担が7月より3%から6%に引き上げられることから、広域連合では助成額を6%に引き上げます。

介護保険ガイドブック作成

介護保険制度をより理解していただくため、介護保険ガイドブックを作成し、郡内全戸に配布します。

介護保険料の基準月額が3,600円に

『第2期介護保険事業計画』が策定されました。

これに伴い、第11回広域連合議会定例会で平成15年度から17年度の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料基準月額が3,600円に決定されました。

介護保険事業計画は、介護サービスや保険料が適当かどうかなど、3年ごとに見直しが行われます。4月からは新しい事業計画に沿って介護保険が運営されます。



林田広域連合長へ答申する介護保険事業計画策定委員会山崎委員長

基本理念

高齢者の自立を支え、地域の連帯と協働で進める安心して介護が受けられるまちづくり

住みなれた地域で安心して暮らせる介護サービスの充実

利用者の選択による適切なサービスの提供

地域ケア体制の充実

基本目標

新しい介護保険料が決定されるまで

●高齢者人口比率の推移をみてみましょう。

単位：人

	昭和55年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
人口総数	106,958	126,538	127,031	127,522	128,013	128,504	128,997
高齢者人口	12,969	25,244	25,627	26,010	26,397	26,780	27,163
高齢者人口比率	12.1%	19.9%	20.2%	20.4%	20.6%	20.8%	21.1%



坂井郡の65歳以上の高齢者人口比率は年々上昇しており、昭和55年では12.1%だったのが平成14年には19.9%となり、約20年間に7.8ポイント増加しました。推計では平成15年に20.2%となり郡内人口の5人に1人が高齢者ということになります。なお、平成19年には21.1%になると見込まれます。

要介護認定者数がどうなるかを予測しました

坂井郡の平成14年4月現在の要介護認定者数は3,038人となっています。

これまでの実績をもとに平成15年から平成19年までの要介護認定者数を推計すると、年間100人程度の増加が見込まれ、平成19年には3,740人になるものと考えられます。

●要介護認定者数の現状と推計

単位：人

	平成14年	将来推計				
	4月1日現在	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
要支援	287	294	303	312	321	330
要介護1	960	1,082	1,117	1,152	1,187	1,222
要介護2	523	588	607	625	644	662
要介護3	392	411	424	437	449	462
要介護4	457	493	510	526	542	559
要介護5	419	449	463	477	491	505
合計	3,038	3,317	3,424	3,529	3,634	3,740

居宅サービス利用者数がどうなるを見込みました

単位：人

居宅サービスの利用者数を要介護度別に予測したものです。

(ただし、痴呆対応型共同生活介護・特定施設入所者生活介護利用者は含まれません。)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
要支援	216	224	231	239	247
要介護1	745	773	797	826	852
要介護2	312	323	334	346	357
要介護3	180	187	193	200	206
要介護4	133	138	142	147	152
要介護5	135	140	144	149	154
合計	1,721	1,785	1,841	1,907	1,968

施設サービス利用者数がどうなるかを見込みました

単位：人

施設の種類ごとの利用者数を見込みました。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
介護老人福祉施設	530	539	551	556	562
介護老人保健施設	465	465	465	465	465
介護療養型医療施設	92	92	92	92	92



介護サービス費用を見込みました

単位：千円

	給付見込額
平成15年度	6,312,830
平成16年度	6,539,818
平成17年度	6,782,273
総事業費	19,634,921

居宅・施設それぞれのサービス量の見込みから、平成15年度から平成17年度の3年間に、サービス全体でどのくらいの費用がかかるかを算出しました。

3年間の総事業費から65歳以上の方が負担する額(約18%)を算出し、介護保険料基準月額が決定されました。



3,600円



所得段階別保険料 基準額：年額43,200円(月額3,600円)…第3段階の保険料です。

段階	対象者	一月あたり	年額保険料
第1段階	生活保護受給者と老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が住民税非課税	1,800円	21,600円(基準額×0.5)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	2,700円	32,400円(基準額×0.75)
第3段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)	3,600円	43,200円(基準額)
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	4,500円	54,000円(基準額×1.25)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	5,400円	64,800円(基準額×1.5)

保険料の納め方には『特別徴収(年金からの天引き)』と『普通徴収(口座振替や納付書による個別納付)』の2種類があります。

- 特別徴収は、年金の定期払い(年6回)の際に、保険料があらかじめ差し引かれます。
- 普通徴収は、送付される納付書に基づいて納めます。

平成15年度の普通徴収の納期限は次のとおりです。納期限までに納めましょう!

第1期	7月25日(金)	第5期	11月25日(火)
第2期	8月25日(月)	第6期	12月25日(木)
第3期	9月25日(木)	第7期	平成16年1月26日(月)
第4期	10月27日(月)	第8期	平成16年2月25日(水)

便利な
口座振替を
お勧めします!

第11回広域連合議会定例会

第11回広域連合議会定例会が2月14日(金)、丸岡町議場で開催され、平成15年度各会計当初予算をはじめとした8議案が、それぞれ原案どおり可決されました。

なお、今回は3人の議員が次のような一般質問を行いました。



各町老人保健福祉計画策定に関連した広域連合としての責任・施策を問う

宮越健夫議員

問1 高齢者の健康寿命をどうすれば延長できるか。一般的普遍的課題について。

林田広域連合長

以前、当広域連合で行った調査、分析においても各町違いがあり、予防対策に関しては、今日まで取り組んできた保健福祉事業、介護予防・生活支援事業を含めた各事業について検証するなど、高齢者の実態を把握し実状に即した事業の再構築を検討することも重要と考える。

問2 老人保健福祉計画は、広域連合規約等ではどのように規定されているか。

林田広域連合長

広域連合規約では「老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに推進に関する事」と定められているが、当初、郡内の介護保険料の統一、介護サービスの平準化を図ることが第一の目的であり、同じく老人保健福祉計画についても郡内の施策・方向性並びにサービスの均一化を図ることが最善との考えから作成されたものである。

国において、「老人保健福祉計画は介護保険事業計画を包括しており、地域性を踏まえた計画となることから市町村の基本構想に即して定めなければならない」とされており、今後、この案項を見直すとともに、各町では介護保険対象外サービスなど独自性を発揮していただき、今後の介護保険料抑制に努めていきたい。

問3 高齢者福祉三法では、老人保健福祉計画はどこが、どんな内容を策定することになっているのか。

林田広域連合長

福祉計画と老人保健計画は一体で作成されることになっており、その内容において、老人福祉法で「老人福祉事業の量の目標、確保のための方策、供給体制の確保に関し必要な事項を定める」、老人保健法で「医療等以外の保健事業に関して、機能訓練及び訪問指導について確保すべき事業の量の目標を定める」となっていることから、各町が策定することがより妥当であり、介護保険事業計画との整合性が大切であると考えらる。

問4 高齢者福祉三法は、目標値設定に際して「参酌すべき標準」を示すことになっている。施設サービスの標準値はいくらか。第2期計画ではこの参酌すべき標準をどのようにいっているか。

林田広域連合長

事業計画作成の基本方針の中で、65歳以上人口に対する施設サービス利用者見込数の割合の数値であり計画の参考として作成するよう目標年次3.2%の参酌標準が示されている。それが平成14年度末において3.2%を上回っている場合、介護保険法の理念に沿って在宅サービス比率を高め、目標年度の19年度で概ね3.2%となること...としているが、総合的な観点から地域の実状に応じてサービス提供量を見込むことが必要であり、第2期計画では入所希望が高い指定介護老人福祉施設で増加する計画で、施設サービス参酌標準値は14年度で4.21%、19年度では4.12%となったものである。

問5 高齢者福祉三法は、なぜ参酌すべき標準値を示してまで介護保険サービスの目標値を、各市町村の老人保健福祉計画の中に入れてよ...と言っているのか。

林田広域連合長

全ての高齢者を視野に入れ、保健医療及び福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成するもので、成果と問題点を分析評価し、それを活用することが重要となり、その結果、関連施策との連携といった高齢者に関わる政策全般の推進状況の評価が求められることから、老人保健福祉計画は介護保険事業計画の方向性、推進施策等の整合と調和のとれた内容にすべきと考える。

問6 広域連合として各町がこの介護保険サービス目標値を含めた計画を策定するためにどのような努力をしているか。

林田広域連合長

介護保険給付状況として、町別、サービス種類別給付額、件数など適時報告し、また、各町との連携を密にするため、担当課長会議、担当者会議を開催し情報交換、介護保険事業計画の基本的方向性や推進方策などを提示し、各町の老人保健福祉計画との整合性を図っていただくよう両計画の推進と連携に努めている。

第一号被保険者の介護保険料について

田中洋行議員

次期保険料は、現行の3,200円より引き上げることが予定されており、これは今後3年間の保険給付費の伸びを予測してのものであることは理解できるが、質問は、新保険料額は、そこに、現在の基金を取り崩して保険給付費に充当していくことを前提にしているものか、それとも基金は基本的に現在のまま残していくことを前提にした上でのものなのか。

林田広域連合長

当広域連合圏域は、県が示す福井・坂井老人保健福祉圏域に含まれているほか、今後の坂井郡内の介護サービスの現状・動向を参酌し、要介護認定者の増及び当圏域外施設への利用増など、保険給付費の増額が想定されることなどを考慮し3,600円に設定したものである。

また、平成13年度と平成14年度の比較では、保険給付費は8.6%の伸びであり、平成14年度決算は59億円程度で見込まれることから、この伸び率でいくと到底3,600円でまかなえるかという不安もあり、不足が生じた場合基金を取り崩し保険給付費に充当する考えである。

地域福祉サービスの充実について

後藤詩律議員

新たな高齢者保健福祉施策の方向は、元気で長生きできるための介護予防と自立生活支援が重要な課題とらえ、高齢者が要介護状態にならないようにするためには、地味な取り組みが必要と感じ、次のことを提案したい。

- ① 住民参加の地域介護予防連絡会の開催
- ② 散歩ルートをつくらう
- ③ 食事に関する対策

林田広域連合長

介護保険の根幹である地域福祉サービスの充実及び住民の生活全般を支える取組みとして必要不可欠であり、その基本は介護予防にあると考え、今回各町で作成される老人保健福祉計画に盛り込んでいただくようお願いしている。

提案①については、広域連合として第2期計画で地域ケア体制の充実を掲げており、介護保険サービスと対象外サービスとの効果的な組み合わせによるサービスの提供が重要で、各町の取組みの情報交換や在宅介護支援センターや保健師等の協議会設置など対応していきたい。

提案②については、高齢者にとっての楽しい運動等は、大変に重要な対策としい、各町において社会福祉協議会等のご協力を得て、健康教室、介護相談などに関する住民への理解を深めていただくよう、議員のご協力をお願いしたい。

提案③については、食事を共にすることが、人が人間らしく生活を営む上で大変大切であると思う。食生活改善については、現在、各町の食生活改善推進員が主体となって、栄養改善計画を基準とした活動を行っており、またバランスの良い食事については、県が指定した健康づくり協力店において取組みを行っているため、各町できめ細かい対応をお願いしていただきたいと考えている。



バランスよく食べて 痴ほうを予防しましょう

痴ほうの原因となる脳の老化や生活習慣病を予防するためには、『脳の栄養源』となる糖質をはじめ、血管を強くするたんぱく質やビタミン、ミネラルなど、さまざまな栄養素をバランスよくとることが必要です。

食事は毎日のことでもあり、忙しかったのでつい食事抜いてしまった…とか、ご飯と味噌汁だけですませたり、同じものばかり食べたりといった食生活になっていませんか？

『欠食』や『偏食』は痴ほうのもと!! バランスのとれた食事をおいしくいただくことこそが、痴ほうを防ぐためのポイントです。

あなたの食生活は大丈夫ですか？

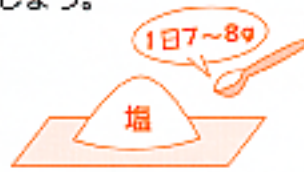
良 質のたんぱく質を じゅうぶんとって いますか？

魚、肉、卵、大豆製品などの良質のたんぱく質は、血管をじょうぶにして脳卒中を防ぎます。



食 塩のとりすぎに 注意していますか？

食塩のとりすぎは高血圧をまねきます。1日7~8gを目標に、しょうゆ、みそ、漬物を減らす工夫をしましょう。



欠 食や偏食はして いませんか？

食事を抜いたり、主食(糖質)を極端に減らすと、脳のエネルギーが不足してしまいます。1日3食きちんととりましょう。



力 カルシウムを 積極的に とっていますか？

カルシウムが不足すると骨折しやすくなり、骨折が寝たきりや痴ほうをまねくこともあります。牛乳や乳製品、小魚、海藻などを積極的に食べましょう。



動 物性脂肪を ひかえめにして いますか？

肉の脂身などの動物性脂肪のとりすぎは動脈硬化の原因に。動物性脂肪3に対し植物性脂肪が4、魚の脂3の割合が理想的です。



よ くかんで食べて いますか？

年とともに飲み込む力が弱くなるので、よくかんでゆっくり味わうようにしましょう。かむことは脳の刺激にもなります。



介護保険被保険者証が新しくなります

平成15年4月1日から介護保険被保険者証が新しくなります。
新しい被保険者証(黄色)が届いたら、住所、氏名、生年月日、性別を確認してください。

★被保険者証は65歳以上の方全員および40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けられた方に交付されます。

★平成15年4月になったら、今までの被保険者証(ピンク色)は各自で破棄してください。



介護保険被保険者証はこんなとき必要

- 要支援・要介護認定を受けていない方…介護が必要な状態になったときに、どの程度介護が必要なのか認定を受けるとき。(認定を受けるためには、本人または家族が被保険者証を添付して申請)
- 要支援・要介護認定を受けている方……要介護認定の更新申請のとき。(被保険者証を添付して申請) 介護サービスを利用するとき。(事業者や施設に提示)



**被保険者証は大切に
保管してください。**

募 集 し ま す

介護保険モニター

～みなさんの声を広域連合に～

「郡区と共に歩む高齢者の自立を支え、地域の連携と協働で進める安心して介護が受けられるまちづくり」の目的のため、介護保険や福祉行政に関心のある方のご応募をお待ちしています。

- 募集人員 / 6人(応募多数の場合は抽選による)
 - 応募資格 / 介護保険や福祉行政に関心のある坂井郡に居住されている方で、広域連合が開催する連絡会議に参加できる方。年齢、性別、職業(地方公共団体の長及び議会の議員と一般職の公務員を除く)は問いません。
※ただし、現在、各種モニターなどに委嘱されている方はご遠慮ください。
 - 活動内容 / ①住民の広域連合に対する意見、要望、苦情等を取りまとめる。
②広域連合が随時実施する行政に関する質問に回答する。
③広域連合が開催する連絡会議に出席する。
 - 委嘱期間 / 2年
 - 応募方法 / 官製はがきに必要事項(郵便番号・住所・氏名・電話番号・年齢・性別・職業)を記入して、広域連合総務課へ申し込んでください。
 - 募集期間 / 4月1日(火)～5月12日(月)
※5月12日当日消印有効
 - 問合せと申込み先 / 坂井郡介護保険広域連合 総務課
☎67-3366
- ★応募の結果は、本人あてに通知します。

嘱託職員

(介護認定調査員)

- 募集人員 / 1人
- 応募資格 / 5月1日から勤務できる方で、次の条件を満たす方
○昭和37年4月2日以降に生まれた方
○保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員などの保健福祉の有資格者
○普通自動車運転免許を持っている方
- 申込み手続き / 市販の履歴書に必要事項を記入し、広域連合総務課へ申し込んでください。
- 申込み期間 / 3月24日(月)～
4月14日(月)
- ※郵送の場合は4月14日当日消印有効
- 問合せと申込み先 /
坂井郡介護保険広域連合 総務課
☎67-3366

今回の表紙

3月3日(月)、豊楽園(坂井町)で、恒例のひなまつり会が行われ、るんびに保育園(坂井町)の園児たちが、かわいい歌や踊りを披露してくれました。